

神奈川県
厚木市

市区町村コード
142123

個人市民税
個人県民税
領収証書 公

加入者名
厚木市会計管理者

口座番号
00200-8-960030

指定番号

令和 年 月分

納入金額(1) 円

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入金額

給与分
一括徴収分を含む

退職所得分

延滞金

(2) 合計額

億 千 百 十 万 千 百 十 円

納期限
令和 年 月 日

(特別徴収義務者)
住所又は 〒
所在地

氏名又は
名称

様

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(納入者保管)

神奈川県
厚木市

市区町村コード
142123

個人市民税
個人県民税
納入書 公

加入者名
厚木市会計管理者

口座番号
00200-8-960030

指定番号

令和 年 月分

納入金額(1) 円

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入金額

給与分
一括徴収分を含む

退職所得分

延滞金

(2) 合計額

億 千 百 十 万 千 百 十 円

納期限
令和 年 月 日

(特別徴収義務者)
住所又は 〒
所在地

氏名又は
名称

様

上記のとおり納入します

※
日計

領収日付印

(金融機関保管)

※印はゆうちょ銀行本店・郵便局において使用する欄です。

神奈川県
厚木市

市区町村コード
142123

個人市民税
個人県民税
納入済通知書 公

加入者名
厚木市会計管理者

口座番号
00200-8-960030

指定番号

令和 年 月分

納入金額(1) 円

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入金額

給与分
一括徴収分を含む

退職所得分

延滞金

(2) 合計額

億 千 百 十 万 千 百 十 円

納期限
令和 年 月 日

(特別徴収義務者)
住所又は 〒
所在地

氏名又は
名称

納

ゆうちょ銀行の取りまとめ店
横浜貯金事務センター
(〒224-8794)
上記のとおり通知します。

取りまとめ店
受付店→
厚木支店→厚木市

領収日付印

(厚木市保管)

市民税 県民税 納入申告書(退職所得分)															
(あて先) 厚木市長 令和 年 月 日 提出												(受付印)			
令和 年 月 分						人員		人							
退職者氏名				退職年月		勤続 年数		退職金							
				・		年		円							
				・		年		円							
				・		年		円							
退職手当等 支払金額				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
特別徴収 税額		市民税													
		県民税													
特別徴収義務者	住所(居所)又は所在地														
	氏 名 又は名称														
	法 人 番 号 又は個人番号														
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。															

納 入 場 所

(令和6年4月1現在)

- | | |
|-------------|---------------|
| み ず ほ 銀 行 | 中 南 信 用 金 庫 |
| 三 菱 UFJ 銀 行 | 城 南 信 用 金 庫 |
| り そ な 銀 行 | 相 愛 信 用 組 合 |
| 横 浜 銀 行 | 中 央 労 働 金 庫 |
| 静 岡 銀 行 | 厚木市農業協同組合 |
| ス ル ガ 銀 行 | |
| きらぼし銀行 | |
| 平塚信用金庫 | ※1 三井住友銀行 |
| 中栄信用金庫 | ※2 ゆうちょ銀行・郵便局 |

厚木市役所〔指定金融機関窓口(本庁舎1階)〕

※1 三井住友銀行での窓口納付は、令和5年3月31日で終了しましたが、インターネットバンキングを利用した個人地方税納付サービスは引き続き御利用いただけます。

※2 ゆうちょ銀行・郵便局は、神奈川県、山梨県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び東京都管内で納付することができます。

その他のゆうちょ銀行・郵便局で初めて納入する場合は、納入書と一緒に「指定通知書」を提出してください。

問合せ先
課税について・・・市民税課特別徴収係 046-225-2011
納入状況・方法について・・・収納課収納管理係 046-225-2020

退職所得に対する住民税の納入先は、退職金等の支払いをする年の1月1日現在の受給者の住所地の市区町村です。